

報告第1号

花巻市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例の専決処分
について

花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額並びに低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準に係る被保険者数に乗ずる額について、所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を24万円から26万円に改めること。(第2条関係)
- (2) 減額後の国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を65万円から66万円に、減額後の後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を24万円から26万円に改めるとともに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額措置の基準を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額について、10分の5を減額する場合は29万5,000円を30万5,000円に、10分の2を減額する場合は54万5,000円を56万円に改めること。(第21条関係)

第3 施行期日等(附則関係)

- (1) 令和7年4月1日から施行すること。(第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講じること。(第2項関係)

花巻市国民健康保険税条例（平成18年花巻市条例第115号）の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条 (略)	第1条 (略)
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p>
<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p>
4 (略)	4 (略)
第3条～第20条 (略)	第3条～第20条 (略)
(国保税の減額)	(国保税の減額)
<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国保税の納税義務者に対して課する国保税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国保税の納税義務者に対して課する国保税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
(1) (略)	(1) (略)
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
ア～カ (略)	ア～カ (略)
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあって</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあって</p>

は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

第21条の2～第26条 (略)

は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

第21条の2～第26条 (略)

国民健康保険税限度額及び軽減判定所得金額の改正について

令和7年3月31日付けで地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（政令第119号）が公布されたことから、下記のとおり花巻市国民健康保険税条例の一部を改正しました。

1 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものです。

(1) 課税限度額の引き上げ

課税区分	課税限度額	
	改正前	改正後
基礎課税額（医療給付費分）	65万円	66万円（+1万円）
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円（+2万円）
介護納付金課税額	17万円	17万円

※介護納付金課税額に係る課税限度額の改正はありません。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つで構成され、それぞれに課税限度額が定められています。

○施行後の増減(推計値)

※令和6年12月末現在のデータ（被保険世帯総数 11,146 世帯、被保険者総数 16,346 人）を基に、上記課税限度額の引き上げ及び令和7年度の税率改正による影響（世帯数・課税額）について推計しています。

① 基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額の引き上げ（65万円→66万円）

区分	課税限度額引上の影響	税率改正を含めた影響
影響を受ける世帯数	53世帯	—
増加する課税額（総額）	530千円	—

※令和7年度税率改正による基礎課税額（医療給付費分）の税率は変更ありません。

② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ（24万円→26万円）

区分	課税限度額引上の影響	税率改正を含めた影響
影響を受ける世帯数	43世帯	70世帯
増加する課税額（総額）	836千円	2,085千円

※令和7年度税率改正により、後期高齢者支援金等課税額の税率を変更しています。

（所得割率 2.0%→2.5%、均等割額 6,900 円→9,500 円、平等割額 5,600 円→7,000 円）

(2) 軽減対象世帯に係る所得判定基準額の改正(軽減措置の拡充)

世帯主(国民健康保険資格を有しない世帯主を含む)と加入者の前年中の所得額の合計額(世帯の総所得金額)が次の基準額以下の場合、均等割額と平等割額がそれぞれ軽減されます。

○5割軽減の対象となる所得額

改正前：世帯の総所得金額 43 万円+(給与所得者の人数-1)×10 万円+(29.5 万円×加入者数) 以下

改正後：世帯の総所得金額 43 万円+(給与所得者の人数-1)×10 万円+(30.5 万円×加入者数) 以下

○2割軽減の対象となる所得額

改正前：世帯の総所得金額 43 万円+(給与所得者の人数-1)×10 万円+(54.5 万円×加入者数) 以下

改正後：世帯の総所得金額 43 万円+(給与所得者の人数-1)×10 万円+(56.0 万円×加入者数) 以下

※7割軽減は改正なし：世帯の総所得金額 43 万円+(給与所得者の人数-1)×10 万円 以下

○施行後の増減(推計値)

※令和6年12月末現在のデータ(被保険世帯総数 11,146 世帯、被保険者総数 16,346 人)を基に、

上記軽減対象世帯に係る所得判定基準額の引き上げ及び令和7年度の税率改正による影響(世帯数・課税額)について推計しています。

① 軽減対象世帯に係る所得判定基準額の改正(2割軽減から5割軽減に移行する世帯)

区 分	判定基準額引上の影響	税率改正を含めた影響
影響を受ける世帯数	69 世帯	69 世帯
軽減措置拡充による減額分(総額)	△1,307 千円	△1,569 千円

② 軽減対象世帯に係る所得判定基準額の改正(新たに2割軽減の対象となる世帯)

区 分	判定基準額引上の影響	税率改正を含めた影響
影響を受ける世帯数	67 世帯	67 世帯
軽減措置拡充による減額分(総額)	△985 千円	△1,072 千円

○税率改正分を含めた増減推計値の総額(1)+(2)

(1) 課税限度額引き上げ分	(2) 軽減措置拡充分	(1)+(2)
2,615 千円	△2,641 千円	△26 千円

2 施行期日 令和7年4月1日